## 高等学校段階における拡大教科書の発行 の現状について

平成25年7月5日 文部科学省初等中等教育局教科書課



## 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等 の普及の促進等に関する法律について

(平成20年6月10日成立、同年9月17日施行、平成21年度使用教科書から適用)

① 文部科学大臣は、教科用特定図書等について<u>標準的</u> <u>な規格を策定・公表</u>。

教科書発行者は、<u>①の規格に適合した教科用特定図</u>書等の発行に努める。

② 教科書デジタルデータの提供を教科書発行者に義務づけ。

提供された教科書デジタルデータは、ボランティア団体など教科用特定図書等の製作者に提供。

### 拡大教科書普及推進会議について

- ●平成20年4月21日設置
- ●同会議の下に以下の3つのワーキンググループを設置
  - ① 拡大教科書標準規格ワーキンググループ
  - ② 教科書デジタルデータ提供促進ワーキンググループ
  - ③ <u>高校における弱視生徒への教育方法・教材のあり方</u> ワーキンググループ
- 第一次報告(平成20年12月5日)・・ 基本的に小学校及び中学校段階を対象とした拡大教科書 の普及促進に関する具体的方策を報告
- 第二次報告(平成21年3月30日)・・ 基本的に高校段階を対象とした拡大教科書の普及のあり方 に関する具体的方策を報告

3

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,

# 高等学校段階における拡大教科書 標準規格等検討会について

- ●平成21年11月20日設置
- 平成22年1月、「高等学校段階における拡大教科書標準規格等検討会」からの提言を受け、<u>高等学校段階の拡大教科書</u>の標準規格を策定・公表

### 拡大教科書の標準規格(高等学校段階)の概要

「障害のある児童および生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律第六条第 一項の規定に基づき定める教科用拡大図書の標準的な規格の策定等」

> (平成20年12月25日文部科学大臣決定) (平成22年1月15日 一部改正)

- 全般的事項、各教科共通事項等については、<u>小中学校段階の標準</u> 規格に準ずることを原則とする。
- 教科・科目の多様化や一層多様化する生徒のニーズ等にも応えられるよう、各教科書発行者が作成・発行している原本教科書を単純拡大した拡大教科書(「単純拡大教科書」)を規格の一つとする。
- 単純拡大教科書については、A4判を基本とする。また、原本教科書のレイアウトに準拠しつつ、<u>必要に応じて文字の字体など小中学校段</u> 階の拡大教科書と同様の体様及び仕様になるよう努めるものとする。

5



### 拡大教科書の標準規格(小中学校段階)の概要①

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律第六条第一項の規 定に基づき定める教科用拡大図書の標準的な規格の策定等」

(平成20年12月25日 文部科学大臣決定)

#### 1. 全般的事項(主なもの)

- 小学校中学校におけるすべての教科の教科書を対象とする。
- できるだけ多くの弱視児童生徒に対応するため、文字の大きさが22ポイントの版を基準に、その 1.2倍(26ポイント)と0.8倍(18ポイント)の3パターンの版を作成する。(小学校3年までは発達 段階を考慮して26ポイントの版を基準に、その1.2倍(30ポイント)と0.8倍(22ポイント)を作成 する。)
  - (※ 検定教科書の本文の文字サイズは、概ね10.5~18ポイント)
- 今後、各教科の各種の拡大教科書の作成状況やその使用実態等を踏まえて標準規格の改善を図る。

#### 2. 各教科共通事項(主なもの)

- ページ数が多くなり本が厚くなった場合でも、ページを開きやすく、しっかり開いた状態で机上や書見台上に置くことができるような綴じ方とする。
- ページ番号の表記については、例えば「20-1」「20-2」のように、ハイフンで連番数をつなぎ、原本教科書との対応関係が分かるようにする。
- まぶしさを軽減する必要のある弱視児童生徒に配慮して、紙面反射率の低い(白色よりも少し明度を落とした)用紙を使用する。
- 字体は、当分の間、ゴシック体を標準とする。
- 編集作業に当たっては、特別支援学校(視覚障害)の教員や、弱視教育の研究者等の専門家が編集に関与するように努める。



### 拡大教科書の標準規格(小中学校段階)の概要②

#### 3. 各教科固有事項(主なもの)

- 〇(国語)漢字の字体や書き順等を学習する必要のあるものについては、字体として 教科書体を用いる。
- 〇(社会)地図全体を拡大したのみでは見えにくい地図中の文字や地図記号等で重要な ものについては、拡大して打ち直す。
- ○(算数・数学) 小数点等のドットについては、見えやすいように、大きくする。
- ○(理科)虫の卵や植物の種等、原寸で示されている写真については、拡大教科書でも 原寸表示とする。ただし、それを詳しく読み取る必要がある場合は、別に拡大して示す 等、配慮する。
- 〇(音楽)五線の線については、見えやすいように、太くする。
- 〇(図工・美術)美術作品の写真や、色に関する学習の部分等、色を忠実に示す必要があるものについては、色の調整、印刷の調整等で忠実に示すよう、配慮する。
- 〇(家庭・技術)製図の線の太さは、各種の線の太さの比率が、原本教科書と同じ程度 になるよう、配慮する。
- ○(英語)発音記号については、見えやすいように、線の太いものを用いる等、配慮する。

② 文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORT

7

### 拡大教科書の発行点数の推移

(教科書発行者発行分)

(単位:点数)

	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度	20年度
小学校	280	280	280	81	81	44
中学校	131	131	99	99	73	25
高等学校	64	47	38	31	0	0
合計	475	458	417	211	154	69

- 〇高等学校用拡大教科書を発行する上での課題
- ・小中学校用の検定教科書に比べて発行点数が多い
- ・小中学校用の検定教科書に比べて教科書に記載される情報量が多いため、 製作により時間がかかる 等

### 教科書デジタルデータの提供について

- 〇 平成21年2月に、ボランティア団体等に対して、教科書発行者 が保有する教科書デジタルデータの提供方法を定めた実施要項(「教科書デジタルデータの提供に関する実施要項(平成21年2月10日文部科学大臣決定)を決定)。
- 〇 平成22年3月に、実施要項を改正し、教科書デジタルデータの 提供の対象を「教科用拡大図書を製作する「高等学校及び特別支援学校(視覚障害等)高等部」に拡充した。

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,

9

教科書デジタルデータの提供の対象(届出主体)について

- 1.教科用拡大図書を製作する者
- 2. 教科用点字図書を製作する者
- 3.音声読み上げのコンピュータソフトを利用した教材(教科用図書に準ずるものと認められるものに限る。)を、障害のある児童生徒に向けて製作する非営利団体
- 4.<u>教科用拡大図書を製作する高等学校及び特別支援学校</u> (視覚障害等)高等部

### 平成25年度使用教科書のデジタルデータ提供実績

(平成25年6月末現在)

(単位:点数)

	拡大教科書	音声教材※1	
小学校	240	190	
中学校	138	112	
高等学校等※2	92 (うち高等学校等製作分56)	23	

- (注)複数のボランティア団体が同一の教科書デジタルデータに対して提供を希望する場合がある
  - ※1 音声読み上げコンピュータソフトを利用した教材
  - ※2 特別支援学校高等部含む

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,

## 今後の取り組み

平成25年度より、「特別支援学校(視覚障害)高等部における 教科書デジタルデータ活用に関する調査研究」を実施

11

具体的には、高等学校等における拡大教科書の普及に資するため、特別支援学校(視覚障害)高等部において、PDF形式の教科書デジタルデータを拡大機能を有するタブレット型情報端末により活用し、拡大教科書と同等に使用しうるための諸条件等について調査研究を実施。